

## ○七尾市定住促進住宅取得奨励金交付要綱

平成21年7月1日  
告示第124号

(趣旨)

第1条 この要綱は定住を促進することを目的として、本市において一戸建て住宅を新築若しくは購入した者又は市が造成した分譲宅地を購入し住宅を新築した者に奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一戸建て住宅 一戸建ての住宅の用に供する家屋で、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えており、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 延べ床面積が70平方メートル以上であること。
  - イ 延べ床面積の2分の1以上に相当する部分が、専ら自己の居住の用に供されており、当該部分の床面積が70平方メートル以上であること。
- (2) 分譲宅地購入住宅 市が造成した分譲宅地を購入し建築される住宅で、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えている家屋
- (3) 借入金 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務(土地又は土地を使用するための権利の取得(以下「土地等の取得」という。)に要する資金に充てるための借入金及び当該土地等の取得の対価に係る債務を除く。)をいう。
- (4) 対象借入金の額 一戸建て住宅を新築又は購入に係る借入金の額(この額が新築にあつては当該住宅の工事請負額を、購入にあつては当該住宅の購入額(土地の取得に係る部分を含む場合は、購入額から当該土地の固定資産税評価額に1.3を乗じた額を差し引いた額を上限とする。)を超える場合については、当該工事請負額又は購入額に相当する額とする。)をいう。ただし、専ら自己の居住の用に供さない部分がある場合においては当該部分に係る借入金に相当する額を除くものとする。
- (5) 交付対象者 自己の居住の用に供するため、本市において一戸建て住宅又は分譲宅地購入住宅を新築又は購入し、当該住宅に住所を有し、かつ、生活の実態がある者。ただし、市が造成した中島町浜田耕部地内の向陽タウンはまだ(以下「向陽タウンはまだ」という。)以外において住宅を新築又は購入した者については、当該住宅の新築又は購入に係る借入金を有する者に限る。
- (6) 市内建築業者 七尾市に営業所若しくは事務所を有している法人又は個人のうち、住宅建築事業を営んでいると認められる者又は宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づく免許を受けている者
- (7) 市外からの転入者 本市に転入した日の前日から起算して前3年以上継続して本市以外に住所を有し、かつ、新築又は購入した一戸建て住宅の所有権保存若しくは所有権移転又は抵当権設定の登記が完了した日が本市に転入した日から起算して3年以内である者
- (8) 義務教育を終了するまでの子ども 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する9年の普通教育を終了するまでの子どもをいう。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金は、次の各号のいずれかに該当する交付対象者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 一戸建て住宅を新築した者
- (2) 建築後使用されたことのない(建築工事が完了した日より起算して1年未満のもの)一戸建て住宅を購入した者
- (3) 昭和56年6月1日以降に建築着工後使用されていた(建築工事が完了した日より起算して1年以降のもの)一戸建て住宅を購入した者
- (4) 分譲宅地購入住宅を新築した者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、前条第1号又は第2号のいずれかに該当する者は、対象借入金の額の3パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、30万円を超えないものとする。前条第3号に該当する者は、対象借入金の額の1パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、10万円を超えないものとする。

2 次の各号に該当する者は、それぞれ当該各号に規定する額を、前項の規定により算出した額に加算する。

- (1) [前条第1号](#)又は[第2号](#)のいずれかに該当する者で、市内建築業者において新築又は購入した場合には、対象借入金の額の2パーセントに相当する額以内の額。ただし、その額は、20万円を超えないものとする。
  - (2) [前条第1号](#)から[第3号](#)までのいずれかに該当する者で、同居するその者の子どもが義務教育を終了するまでの子どもである場合には、1人につき、対象借入金の額の1パーセントに相当する額以内の額。ただし、その額は、10万円を超えないものとする。
  - (3) [前条第1号](#)から[第3号](#)までのいずれかに該当する者で、市外からの転入者である場合には、対象借入金の額の2パーセントに相当する額以内の額。ただし、その額は、20万円を超えないものとする。
- 3 [前条第1号](#)若しくは[第2号](#)又は[第4号](#)のいずれかに該当する者で、住宅を向陽タウンはまだで新築又は購入した場合には、200万円を交付するものとする。
  - 4 [前3項](#)の規定にかかわらず、これらの規定に該当する者が一戸建て住宅又は分譲宅地購入住宅を共有する場合の奨励金の限度額は、これらの規定に定める限度額にその者の持分を乗じて得た額以内の額とする。

(交付の申込み)

第5条 一戸建て住宅又は分譲宅地購入住宅を新築又は購入しようとする者で、奨励金の交付の申請をしようとする者は、一戸建て住宅又は分譲宅地購入住宅の新築にあつては当該住宅の工事の契約の締結後に、一戸建て住宅又は分譲宅地購入住宅の購入にあつては当該住宅の購入の契約の締結後に、七尾市定住促進住宅取得奨励金交付申込書([様式第1号](#))により市長に申込みをしなければならない。

(交付の申請)

第6条 [第5条](#)の申込みをした者で、奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の交付に係る一戸建て住宅又は分譲宅地購入住宅の所有権保存、所有権移転又は抵当権設定の登記を完了し、その日から起算して3月を経過する日までに、七尾市定住促進住宅取得奨励金交付申請書([様式第2号](#))により市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、[前条](#)の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、七尾市定住促進住宅取得奨励金交付決定通知書([様式第3号](#))により当該確定した額を、当該申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第8条 [前条](#)の交付決定を受けた者は、七尾市定住促進住宅取得奨励金請求書([様式第4号](#))により七尾市長に提出するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた者が[次の各号](#)に該当することとなつたときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取消し、取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、奨励金の返還を命ずることができる。

(1) 奨励金を交付した日から起算して1年以内に交付対象である戸建て住宅を売渡したとき。

(2) [前号](#)に掲げるもののほか、市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

(現況調査)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、奨励金交付者に対し、交付資格に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(適用除外)

第11条 市長は、次に掲げる者には、奨励金を交付しない。

(1) 過去に[この要綱](#)の規定による奨励金の交付を受けた者

(2) 一戸建て住宅又は分譲宅地購入住宅の新築又は購入に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けた者

(3) 市町村税を滞納している者及び市町村税を滞納している同居する親族がいる者

(雑則)

第12条 [この要綱](#)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 [この要綱](#)は、平成21年7月1日から施行する。

2 [この要綱](#)の[第5条](#)の規定は、[この要綱](#)の施行後に、一戸建て住宅の新築にあつては当該住宅の工事の契約を締結したもの、一戸建て住宅の購入にあつては当該住宅の購入の契約を締結したものについて

適用する。

附 則(平成21年11月9日告示第159号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第74号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年9月1日告示第136号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年7月4日告示第127号)

この告示は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月25日告示第56号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日以降に工事請負契約又は不動産売買契約の締結が完了した一戸建て住宅に適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に工事請負契約又は不動産売買契約の締結が完了した一戸建て住宅については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年7月24日告示第171号)

この告示は、公表の日から施行する。

[様式第1号\(第5条関係\)](#)

様式第1号(第5条関係)

## 七尾市定住促進住宅取得奨励金交付申込書

年 月 日

七尾市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 生年月日 S・H 年 月 日  
 連絡先( ) \_\_\_\_\_

七尾市定住促進住宅取得奨励金の交付を申込みたいので、七尾市定住促進住宅取得奨励金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申込みします。

1	申込みの種類	新 築 購 入			
2	同居親族	続柄	氏 名		
		本人			
3	建築業者	住所 氏名			
4	住宅の延床面積(予定)	自己居住部分		m <sup>2</sup>	
		居住以外の部分		m <sup>2</sup>	
		計		m <sup>2</sup>	
5	居住予定年月日	年 月 日			
6	工事請負額又は購入額	円			
7	借入れの内容(予定)	借入先 借入者 借入金額	円		
8	三世帯世帯同居(予定)	該当する 該当しない			

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 平面図
- (3) 建築業者の建設業法の許可、又は宅地建物取引業法に基づく免許を受けたものであることを証明する書類

[様式第2号\(第6条関係\)](#)

様式第2号(第6条関係)

## 七尾市定住促進住宅取得奨励金交付申請書

年 月 日

七尾市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 連絡先( ) \_\_\_\_\_

七尾市定住促進住宅取得奨励金の交付を受けたいので、七尾市定住促進住宅取得奨励金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	同居親族	続柄	氏 名		
		本人			
2	建築業者	住所 氏名			
3	住宅の延床面積	自己居住部分		m <sup>2</sup>	
		居住以外の部分		m <sup>2</sup>	
		計		m <sup>2</sup>	
4	登記完了日	年	月	日	
5	工事請負額又は購入額				円
6	借入れの内容	借入先 借入者 借入金額			円
7	所有者及び持分				
8	三世帯世帯同居	該当する	該当しない		

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 建物の登記事項証明書の写し
- (2) 住民票の謄本
- (3) 戸籍謄本(三世帯世帯同居の場合)
- (4) 金銭消費貸借契約書等の写し
- (5) 工事請負契約書又は売買契約書の写し(交付申込み後に変更した場合)
- (6) 平面図(交付申込み後に変更した場合)
- (7) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し又は建築基準法第6条第1項による建築確認申請を要しない証明書
- (8) 市町村税に滞納がないことを証明できる書類

[様式第3号\(第7条関係\)](#)

様式第3号(第7条関係)

第 号

様

七尾市長

## 七尾市定住促進住宅取得奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった七尾市定住促進住宅取得奨励金の交付について、七尾市定住促進住宅取得奨励金交付要綱第7条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

申請者	住 所	
	氏 名	
住宅種類	新 築 購 入	
三世代世帯同居	該当する 該当しない	
交付決定金額	円	

[様式第4号\(第8条関係\)](#)

様式第4号(第8条関係)

## 七尾市定住促進住宅取得奨励金請求書

年 月 日

七尾市長

住所

氏名

①

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があったので、七尾市定住促進住宅取得奨励金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり請求します。

## 記

- 1 奨励金名 七尾市定住促進住宅取得奨励金
- 2 奨励金交付決定通知額 金 円
- 3 奨励金交付請求額 金 円
- 4 振込指定口座

金融機関名							
支店等名							
口座番号	普・当						
フリガナ 口座名義人	-----						

※ 申請者が口座名義人となっているものに限ります。